

# 製造物責任法と消費者保護

岩 重 智 美

## はじめに

戦後、驚異的な経済発展を成し遂げたわが国は高度な科学技術とそれを支える大量生産システムによって大量販売が可能な社会へと移り変わっていった。

自給自足経済の時代には、生産者と消費者が同一であり消費者問題などは想像もつかない未知の問題であったものの、余剰生産物の交換を通じての市場が形成され始め生産と消費が分離し始めると消費者を取り巻く環境も日々変化し消費者問題の発生を見るようになってきた。

第2次世界大戦後、高度経済成長期を経てわれわれ消費者は、物質的な豊かさに恵まれその生活水準は世界でも常にトップクラスにある。しかし、物質的に豊かになった反面、消費者を取り巻く環境は必ずしも消費者に良い影響を与えるものとは限らなかった。つまり、多くの公害問題や物価問題、食品公害や薬品による害などでわれわれ消費者の生命や健康、そして安全が常に脅かされているだけではなく、悪質業者による経済被害をもこむる環境にさらされているのである。

このような環境のもと、消費者自らが自己の責任において安全で賢い消費生活を送ることを守る認識を持ち、消費者救済を行うという消費者保護の観点から、法体制へ向けての整備を求める欲求が高まった<sup>(1)</sup>。

この声に応えるべく制定された消費者法の1つとして、製造物責任法（Product Liability 以下、PL法）が制定されたのである。PL法先進国で

あるアメリカをみると<sup>(2)</sup>、すでに1960年代において「製品に欠陥があれば過失がなくとも責任を負う」というPL法の基本的な考え方方が誕生し、法の制定後はその訴訟数が爆発的な数を示し消費者保護の流れは、すっかりと消費者に定着したことがうかがえる。他方、わが国においては、消費者と企業は対等ではなくその紛争は常に弱い立場である消費者に多くの犠牲を払っていた。消費者被害が続出してもその責任の所在は明らかではなく、消費者はいつも泣き寝入りさせられるといった劣悪・悲惨な状況におかれていたのである。

このような状況の下、ようやく、1994年7月1日、消費者が長い間待ち続けていたPL法が公布された<sup>(3)</sup>。この法によって、製品事故の被害者を救済するとともに、企業により安全な製品づくりを促すシステムの確立に向けての第1歩を踏み出したのである。

本論文においては、わが国におけるPL法制定への長い道のりを振り返りながら、その制定までの経緯や制定後の課題について若干の考察を試みる。また真に消費者保護の視点に立つと消費者自身の果たすべき責任と役割についても触れてみることにする。

## I 製造物責任の所在

製造物責任とは、欠陥商品によって消費者に被害が生じた場合、小売業者を越えてその商品を製造した製造メーカーに無過失責任を求めることがある。これは、もともとアメリカで生じ発展した考え方であるが、Product Liabilityの頭文字をとり一般的にPL法とよばれている。この考え方の原点には、現行の買手危険から売手危険へとその考え方を根本的に変えようとするものであるが、その基本理念としては、欠陥商品については過失の有無を問わず、製造メーカーが全面的に責任を負うこととなっている。

このような欠陥商品による被害は最近に見られる現象ではない。技術革

新の急速な進展、大量生産・大量販売の普及など現代の経済社会の構造に深く根ざし、いたるところで発生しているのである。わが国を震撼させたサリドマイドやスモンなどの医薬品による被害、森永砒素ミルク中毒、カネミ油症などの食品被害、また石油のファンヒーターによる中毒、アスペスト（石綿）問題などに象徴されるだけではなく、われわれ消費者の身近なところでも起きている。たとえば、日ごろ使っているシャンプーや化粧品によるかぶれ、ガス湯沸かし器による中毒などの日常生活にまで及んでいる。このような被害は多種多様にわたっており、その被害は広範で深刻さは増すばかりである。しかし、私達消費者は、信頼している製品によって被害や損害をこうむるとは全く思わず、それらの製品が安全であるとして使用していたにもかかわらず、思いもよらぬ結果を引き起こすことが日常茶飯事的に起きているのである。

このような欠陥商品による消費者被害の切り札こそ PL 法である。しかし、わが国には安全である商品を求めるような権利を履行し、さらに消費者保護を促進する PL 法は存在しなかったのである。

当時、消費者が欠陥商品により被害をこうむった場合には、その責任はどのように処理されたのであろうか。現代のハイテク時代において高度に技術化された製品よりもいもよらぬ被害を受けた場合に被害者は、その受けた被害をどうにかして元どおりにしてもらいたい、例えば、身体に被害を受けた場合には、相手側であるその製品を製造したメーカーの費用で治療し、損害分をも相手方に責任と誠意をもって支払わせたいと思うであろう。この考え方方は被害者としてもっともな考え方である。しかし、まだ PL 法が存在しなかったわが国の民法下では、被害者がメーカーの過失や故意を立証しない限り、メーカーにはその責任を負わすことが出来なかったのである。

しかし、被害者である消費者に立証責任などまっとうできるであろうか。経済が高度に発達し、技術が急速に進歩している状況で、被害者である消費者がその製品の欠陥箇所、ひいては製造者側に製品製造上の問題点とし

てその損害が発生しないようにするためににはどのような点に気をつけて製造すべき義務があったのかなどを立証することはほとんど不可能である。この立証責任は被害者である消費者に重くのしかかり、当時のわが国における裁判制度では費用や時間がかかりすぎるだけではなく、法制度の不適応のため消費者側の要求や主張に全く理解を示していなかったのである。

当時の状況を振り返ると、被害者救済には充分に役立っているとは言えず、消費者保護を促進しようとする時代の流れにも逆行していたように思える。消費者のPL法制定へ向けての要請からもわかるように、製品に欠陥があろうとなかろうと、メーカーが責任を負うという、いわゆる無過失責任の考え方方が登場し、最も弱く無力である消費者、もっといえばどこからも守られていない消費者を保護し、その利益を追求するという観点からも早急なPL法の立法化が望まれていたのである。そうすることにより、消費者によるメーカー過失の立証責任が軽減され被害者救済の道が大幅に増進すると思われていた。

## II PL法制定への道のり

1994年7月1日、消費者側から長い間待ち続けられていたPL法が国会を通過し、制定、交付され、ついに1995年7月1日から施行されたのである<sup>(4)</sup>。この日本型ともいわれるPL法がわが国において制定されるまでには実に20年もの長い道のりだったのである。

わが国において初めてPL法制定について検討する委員会が設置されたのは1973年であった。首相の諮問機関である国民生活審議会・消費者政策部会に設置されていた製造物責任制度に関する委員会においてPL法制定の検討がなされていた。「消費者に供給される製品が高度化、複雑化し消費者と製造業者との間で情報や危険回避能力の格差が拡大するなかで、製造物の欠陥から消費者の生命、身体または財産に対して生じる被害の発生と、被害の拡大をいかに防止し救済するのかを消費者利益の擁護・推進の

ための施策における最も重要な課題とする」<sup>(5)</sup>ことを目的として検討がつけられた。この部会においては、長い期間検討された結果「製造業者の無過失責任、被害者の立証責任が望ましい」との提言がなされ、ここに日本型 PL 法の原点がみられる。

社会の動きもこの流れをくみ、PL 法制定に向けての動きが激しくなっていき、また、欠陥商品により消費者が数多くの被害を受け大きな社会問題となっていった。時を同じくして薬害事件である北陸スモン事件も結審した。その判決内容は、被害者に使用上のミスがなかったことを立証させ、企業側には無過失責任の立証を求める、事実上の推定規定の判断が下されていた。

のことにより、PL 法の制定に積極的な消費者団体をも過失責任を法理とする当時の民法のもとでも訴訟によって救済ができるのではないかという流れになり、PL 法制定への緊急性が失われつつあったのである。

この PL 法消極論は長くは続かなかった。1985年頃から PL 法立法化への声が再度高まってきた。EC 統一に向けて、製造物責任におけるルールの統一をめざし「EC<PL 法>」が1985年に発令された。この動きを受けてほかの先進諸国においても PL 法立法化に向けてその動きは激しくなってきた。日本国内においては、輸入製品の基準・認証制度の整備やそれに伴う国民生活向上への欲求と、さらには国外から市場開放や規制開放を求める声が高まってきたのである。何よりも、日本をモデルに発展してきたアジア諸国においてさえ PL 法制定に向けての動きが激しくなった。このような状況のもと、わが国において PL 法が存在しない事実は、わが国の消費者行政が消費者を軽視しているという印象を与えかねないこと、そしてまた、当時のジャパン・バッシングの材料の1つにされかねないと不安が高まってきた。

このような社会的状況に呼応するように、東京弁護士会・消費者問題特別委員会や日弁連が PL 法制定へ向けて動き出した。日弁連においては、

「欠陥商品110番」をわが国で初めてスタートさせ、画期的な活動を始めた。この活動により、消費者の欠陥商品に対する意識や関心も高まり、欠陥商品の情報を多く収集できることも成果であった。

時期を同じくして、PL法制定へ向けての声が高まる社会的事件が続出した。石油ファンヒーター事件や毒入りワイン事件、TVからの発火事件などである。これらの事件は、単なる欠陥商品の判明だけではなく大きな社会問題へと発展し、PL法制定へ向けて、種々の法案や意見書などの積極的な動きもみられた。

政府はようやく重い腰を上げPL法制定へ向けて検討し始めたのはちょうどこの頃である。第12回国民生活審議会・消費者政策部会において「国際化時代の消費者行政について」との報告書が提出され、日本における継続的なPL法制定への強い要求を示した。産業界からは、その必要性や経済・社会に与える影響などについて懸念があるとの意見も強く主張された。

第3次国民生活審議会においても審議は重ねられたものの、やはり、産業界からの理解を得られず報告書は提出されず、消費者の落胆や失望は相当なものであった。

1993年、PL法制定へ向けて躍進した年であった。産業界からの反対により先送りをやむなく強いられた国民生活審議会であったが、再度検討を開始した。また、当時発足した細川内閣は「消費者重視」を大きな柱としており、そのことも制定へ向けて大きな要因である。この「消費者重視」の政策への移行は、PL法立法化へ向けて急速に進展し、産業構造審議会総合製品安全部会が「事故防止および被害者救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」<sup>⑯</sup>を発表し、ひきつづき、国民生活審議会・消費者政策部会も「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」<sup>⑯</sup>を発表している。この様な流れからわかるることは、従来の過失責任ベースの民法を改め、欠陥責任ベースの製造物責任法を早急に制定すべきである、としていることである。

この流れをさらに進めるような要因に規制緩和の流れがある。企業の自己責任が求められ、PL法制定の確立は必至であった。また、当時の消費者保護会議（会長は内閣総理大臣）においても重点施策として制定化を定めた。

つづいて国民生活審議会が関係省庁に「製造物責任制度を中心とした総括的な消費者被害防止・救済の在り方」<sup>(7)</sup>についての基本的な考え方を要請し、当時の経済企画庁が中心となり関係各省庁の意見を聴取し、最終答申を作成するにいたった。

この答申をもとにさらに検討を重ね、1994年7月1日、「PL法案」として可決され、1年の周知期間ののち、翌1995年7月1日から施行されるにいたった。

PL法がわが国において制定されるまでには、実に20年もの長い道のりであったが、消費者保護の観点からは画期的なものであった。

### III 製造物責任法

PL法の原文は、6条1付則との世界で最も短い条文となっている。本法によれば、消費者が製品の欠陥という客観的な事実を認め、それによって被害が生じたことがわかれば、過失の立証がなくともメーカーは責任を負うという欠陥責任ルールが、PL制度の基本原理となっている。

第1条では、この制定の目的を製造物の欠陥によって生じた損害賠償をこの法律によって定め、被害者の保護を図ることを明言している。

第2条では、PL法で用いられている製造、加工された動産であり、加工されていない農村畜産物や無体物、不動産は対象外となっている。欠陥とは、最も重要なキーワードであるが、それは、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を指し、その際の判断材料としては、「当該製造物の特性」と「その通常予想される使用形態」や「当該製造物を引き渡した時期」ならびに「その他の事情が考慮される。また、製造業者と

は、当該製造物として製造、加工または輸入したものを指し、メーカーだけに限らないことを明示している。さらに、当該製造物に、氏名、商品、商標その他の表示をした者も含まれている。

第3条では、製造物の欠陥によって生じた損害の責任を取る場合の範囲である。これは、従来の民法で使われている故意あるいは過失の有無に関わらず責任を負わなければならなくなつたことを明示した。この点こそ、わが国におけるPL法の最大の特徴である。

第4条では、この法律を適用する際の2つの免責理由について述べられている。まず、1つめの理由として掲げられているのは、「開発危険の抗弁」を認めることである。製造物に欠陥があったことが証明されたとしてもメーカー側が製品を出荷した時点での科学・技術の知見によって欠陥を認識することができなかったことを証明した場合には、免責されるという規定である。当初、この規定は消費者側からは抜け道とも映り、認められないという主張があった。しかし、これは、主に医薬品の副作用などで問題になるものであるため、もしこの開発危険の抗弁を企業に認められなかつたならば企業側は、PL訴訟をおそれて製品の開発意欲を低下させることになりかねない。そうすると、わが国の科学や産業技術分野における発展を必要以上に妨げたり、医薬品やワクチンの開発の場合にはわれわれ消費者の生命や健康に不安をもたらし、消費者の不利益につながることも考えられる。

2つ目の免責理由は、設計指示の抗弁である。これは、製造物が他の製造物の製品として使用された場合にその欠陥が最終製造物の製造業者が行った設計に従つたことにより生じ、また、その欠陥が生じたことにつき過失がないことを証明した場合には責任を逃れるというものである。

これらは、いずれも製造業者の事情を考慮したうえでそれぞれの場合には免責とすることが定められているが、消費者団体などは企業よりの法律として強い反発があった。

第5条では、製造物責任に基づく損害賠償請求権の消滅期間を定めてい

る。従来の民法では、その期間を被害者が損害と加害者を知った時から3年、あるいはその時点から20年で消滅するとされている。しかしPL法では、事故発生からの訴訟期間の時効が10年であるとした。ただし、医薬品の場合には症状があらわれた時をその起算点に定めている。

第6条では、PL法が民法の特例法として位置づけられているために、民歩の規定との関係を明らかにしている。

PL法立法化に際して、その当初よりこの論議の争点となっていた「推定規定」の考え方を見送られた。消費者の責任負担についてその責任を最大限に軽減するように日弁連や消費者団体は求めていたのである。しかし、企業側は、原因は製品の欠陥ではないのに言いがかりをつけられる悪質なケースに結びつくとして強く反対したのではないだろうか。

消費者側にとってはまだまだ不満や不安の残る、いわゆる企業寄りのPL法ではあったが長年の産業界の強い反対を押し切っての決定であり、また、消費者重視を柱の1つとした当時の細川内閣がPL法を導入したものと思われる。

## V 製造物責任法施行後の現状と課題

PL法が施行されて今日まで、製造業側が心配していたような爆発的な数の訴訟はみられない。これは、製造物責任という定義が明確になされていないため、その実情を数値でとらえることが不可能であるためである。一般的に、事故情報収集制度に基づく事故の件数を製造物責任の事故件数とはしているものの通報されるのは、年間400件程度<sup>(8)</sup>である。しかし、企業が事故を通報するかどうかはその企業自身に任されており、この数値だけでわが国における製造物責任の事故件数とはみなされない<sup>(9)</sup>。

さらに、消費者と企業における情報量には大きな差があり思うように情報を集めることができず、そのために欠陥の存在を立証することは容易ではないことも関係していると思われる。最近のPL法の判決をみると、被

害者である消費者側が勝訴した例はあまりみられない。被害者が勝訴した例は、1997年9月18日のシャープのTV発火事件<sup>⑩</sup>である。その事件以外は、ほとんどが敗訴しているのが実状であろう。このことは、やはり、消費者による立証責任が大きく関与しており、その負担こそ今後に望まれる課題の1つである。

このような状況のもと、その流れを変える判決が下された。それは、1999年6月30日の名古屋地方裁判所における判決である。「マクドナルドジュースPL事件」に基づく判決である。ハンバーガーショップで購入したジュースにより消費者が喉に痛みをおぼえ出血した事件であるが、欠陥を認めたのである。この判決以外にも「業務用冷凍庫発火事件」<sup>⑪</sup>などにおいてもPL責任を認めている。

しかし、発生した事件が当初より救済対象から外されておりPL法本来の目的を遂行することができず現在に至っている問題もある。

このような状況から、PL法は制定されたものの訴訟が増えないのはPL法自体に多くの課題があり、周辺制度においてもまだまだ未整備のためと推測できる<sup>⑫</sup>。

民間によるPLセンターにおいては、各業界に消費者の相談を受け付けるPLの受け皿としての役目を果たし、わが国におけるPLの大きな特徴の1つとなっている。小額の被害にも対応し裁判よりも短い時間で紛争が解決でき、さらに、原因究明は国の機関を利用することができるようになっている。しかし、問題なのはこのセンターが業界団体によって運営されており、公平性という点では疑問や問題が残されていることである。その問題を克服するには、業界出身の職員とは別に専門知識を有する独自の担当職員の確保や第3者の介入も必要であろう。そうすることにより公正中立な活動を期待できる。

また、全国の都道府県市町村および国民生活センターなど合計約500カ所に消費生活センターが設置されている。行政機関による紛争処理として国民生活センターと連携を図りながら、消費者からの消費生活に関する苦

情を受け付けており、専門の相談員からのアドバイスが受けられる<sup>68</sup>。つねに消費者の弱い立場に配慮しつつ公平な立場で企業との間に入り、調停や斡旋を行うのである。相談の内容によっては、重要案件として取り扱いこれについては苦情処理委員会という機関においてその苦情内容を検討することとなっている。しかし、ここでも相談スタッフの不足や予算関係による専門スタッフの不足あるいは、検査設備の不備などのために消費者が納得のいく解決にはまだ道のりは遠い。

弁護士会の中には仲裁センターが置かれている。ここでは、紛争当事者の合意によって選任された仲裁人が、当事者から事情を聴き、証拠を調べた後に仲裁判断を下しこれに当事者が拘束される制度である。専門化が判断者となるため迅速な判断が可能であり、また、専門的事件や公開に親しまない事件についてもこの制度は適当である。

これらの他にも、建設工事に関する請負契約をめぐる紛争解決の手段として、建設工事紛争審査会や、消費者が日常に使用する日用品、その他の製品についての損害賠償措置のついたマーク表示制度がある。さらには、特定の医薬品による副作用被害に対して一定額の金銭給付がなされる医薬品副作用被害者救済制度などもある。

裁判所によって解決する手段として調停や訴訟<sup>69</sup>もあげられる。簡易裁判所において、紛争当事者間によって話し合いを行い、和解によって解決する制度が調停である。また、最終的解決手段として裁判所による訴訟という裁判制度もある。ただ、わが国においては裁判期間が異常に長いことと、消費者側の立証責任が重すぎること、手続きの複雑さや費用の問題などで満足するような結果がなかなか得られず、ここにも多くの問題が残っている。

これまで日本は、国民と司法との距離が非常に遠くこの裁判制度はわれわれにとって非常に使い勝手の悪いものだった。このようなことが原因で被害者が泣き寝入りを強いられることも多かった。しかるべき制度の改革が行われない限りは、PL法は制定されてもその効力を十分に活かしき

れずにいる問題や課題を抱えているのであろう。

## V 消費者の努力

PL法制定後、消費者においてはその救済の窓口は大きく開かれた。紛争解決の方法もずいぶんと整えられてきた。しかし、PL法が制定されたといっても被害者になるわれわれ消費者がすべてを製造業者側に任せてよいことではない<sup>(1)</sup>。

製品を実際に使用するのは消費者である。その使用者が製品の機能や使用方法について誤りがないように注意し、使用する姿勢をもたなければならない。そのためには、消費者は自分が購入しようとする製品について、その性能、使用方法や価格について自分自身でよく調べ、理解を高めておく必要がある<sup>(2)</sup>。また、社会に氾濫する情報についてもそれらのすべてを信じるのではなく、常に批判的な目を持つことも必要である。

経済社会が高度化し多様化していくなか、われわれ消費者を取り巻く取引関係が複雑化し、情報量も膨大になっている<sup>(3)</sup>ことは否めないであろう。そのような環境のなか消費者は真に自立し何事も主体的行動を起こさなければならない。そのためには、まず重要なことは、さまざまなことについて興味と関心を持ち、常に知識の習得に努めなければならない。消費生活センターなどで行われている啓発活動に参加したり、普段から自分自身で消費者関係の資料を集め目を通してみるなど、消費者自らが消費者被害を被らないための方策をたて、努力を重ねておくべきである。消費者救済とは、行政や専門家が救ってくれることではなく、消費者自身で自分を守る知恵や方策を学ぶことなのである。

そのためには、従来から行われているような消費者講座などに任せておくだけではなく、学校教育においての体系的な消費者教育<sup>(4)</sup>も必要である。消費者被害は、近年若年層における被害も多発しており若い頃からの消費者教育が望まれる<sup>(5)</sup>。最近では、小学校において生活科、中学校や高校で

は社会科、公民科などで消費者問題も扱われてはいるが、現在の多岐にわたる消費者問題の専門家はまだ少ないので実状である。今後の課題としてこのような状況に対応できる専門家の養成も重要であろう。

消費者の自覚、責任あるいは消費者問題への対応の仕方などについて優れた消費者教育<sup>66</sup>が体系的に行われない限りは、わが国の消費者は安全で賢い消費生活などおくれないだろう。

## おわりに

1994年7月1日、PL法が制定された。PL法施行前の民法のもとでは、被害者が損害賠償を請求する場合には、過失や因果関係の立証を消費者が行わなければならず、その製品を消費者自らが分析することが要求されていた。しかし、何の専門知識もない素人の消費者が原因を分析し事故との因果関係を立証することなど不可能なことである。

製造物の責任を問うのに、それを被害者である消費者に求め製造業者自らは責任を逃れるという処理の仕方は、消費者保護の観点からも断じて許されるべきではない。このような状況のもと、わが国にもPL法が誕生したのである。

制定されたことにより、消費者が製品の欠陥という客観的な事実を認め、それによって被害が生じたことがわかれれば過失の立証がなくてもメーカーは責任を負うという欠陥責任ルールが基本原則となった。

この法律が制定したことにより、消費者の关心や意識は高まった。その結果、消費生活センターなどへの苦情相談件数も増加している。製造業者のサイドにもPLセンターの設置や原因究明機関の設置<sup>67</sup>など救済の方策がとられていることを考えると一定の評価は与えられる。

しかし、PL法制定後も多くの課題は残されている。行政側においては、欠陥製品による被害に対し真に消費者救済という考え方のもと積極的に対応することが求められている。また、企業側にはクレーム窓口の設置や製品

の情報公開などが必要不可欠である。さらに、企業と行政が連携を組み製品事故の情報を交換したり総括的な検討を行う必要もある。

なにより中立的機関の設置も望まれる。消費者保護のもと公平中立、透明性の高い第3社機関の早急な設置が早急な課題である。

消費者自身においても、自らの責任や義務、果たすべき役割を認識し行動しなければならない。

消費者が安全で賢い生活をおくるためにには、行政や企業による取り組みももちろん重要であるが、消費者自身が自分たち消費者の担う役割が大きいことを十分認識し、今までのよう行政や企業に頼る行政依存型の消費者保護ではなく、自分たちで消費者保護に真剣に取り組む行動を起こすことができるよう、日頃から学び、そして精進していくなければならない。

### 注

- (1) こうした動きに対応するため、政府においても消費者問題への取り組みが本格化し、個別分野における法令の整備（薬事法1960年）、割賦販売法（1961年）、景品表示法（1962年）、特定商取引法（1976年）、製造物責任法（1994年）、消費者契約法（2000年）などが制定された。内閣府国民生活局編「ハンドブック消費者2005」2006年9月、3ページ。
- (2) アメリカにおいては、「被害者は、製品の欠陥の存在と損害がその欠陥から発生したことを立証するだけで十分であり、製造者側の過失を立証する必要はない」といういわゆる「厳格責任」という理論に基づいていた。木ノ元直樹『PL法（製造物責任法）の知識とQ&A』法学書院、2004年11月、4～5ページ。
- (3) この法の施行により、製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害が被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者に対して損害賠償を求めることができ、この制度の導入は、円滑かつ適正な被害者救済に役立つとした。内閣府国民生活局編、前掲書、188ページ。
- (4) 内閣府国民生活局編、前掲書、188ページ。
- (5) 坂本樹徳『日本のPL制度がわかる本』日本能率協会マネジメントセンター、1995年。
- (6) 大羽宏一・森川均『早分かり製造物（PL）法のすべて』、日本経済新聞社、1995年。
- (7) 同上書。
- (8) PL法研究会・橋本一郎『消費者の目で見るPL法』一橋出版株式会社、1997年

- (9) この点について、弁護士の平野氏は以下のような見解を示されている。すなわち「この法律が施行されて以降今日まで、製造業者が懸念していたような爆発的な訴訟の増加は生じていない。繰り返し述べたような消費者と企業の情報量の格差から、欠理由である」と。平野鷹子『私たちの消費者法』法律文化社、2006年2月、24ページ。
- (10) 平野鷹子、同上書、25ページ。
- (11) これは業務用冷凍庫が発火した事件である。「業務用冷凍庫発火事件」東京地裁平成11年八月三一日判決、判例時報一六八七号三九頁。平野鷹子、同上書、25ページ。
- (12) この点について、平野氏はまだまだ法は未整備ではあるが、個別の被害の救済が迅速になされるようになったという面では、一定の評価を与えておられる。平野鷹子、同上書、25ページ。
- (13) 木ノ本直樹、前掲書、48ページ。
- (14) 裁判所の中心的機能は裁判を行うことだが、PL事件についても当然最終的解決手段としては、裁判所による訴訟という裁判制度が利用されることになる。木ノ本直樹、前掲書、49~50ページ。
- (15) 平野氏は学校における消費者教育の重要性について、以下のように述べておられる。「学校における消費者教育はまだ始まったばかりであるが、学生、生徒が複雑な現代の経済社会で生き抜くために必要な十分な知識を身につけられるよう、実りある教育がなされることが望まれる」と。平野鷹子、前掲書、139ページ。
- (16) 消費者団体の国際的組織である国際消費者機構（Consumer International）は、「消費者の責任」（Consumer Responsibilities）として、次の5つを提唱している。すなわち、批判的意識をもつ責任、主張し行動する責任、社会的弱者への配慮責任、環境への配慮責任、連帯する責任である。
- (17) 平野鷹子、前掲書、138ページ。
- (18) 消費者教育の新たな方向性について、木谷秀次氏は以下のように述べておられる。「現代の消費社会、自らの消費生活に批判的吟味を加え、よりよい社会実現のため主体的、積極的に行動できる主権者としての消費者を育成するのが消費者教育の新たな方向である」と。木谷秀次「学校における消費者教育」松村晴路編『くらしのための消費者論』法律文化社、1998年2月、124ページ。
- (19) 平野鷹子、前掲書、139ページ。
- (20) 内閣府国民生活局においては、製造物責任法に関わる関連施策として、法の推進や、国民生活センター及び各地の消費生活センターにおける原因究明体制の充実・強化、あるいは消費者教育の推進、専門的知見を活かした処理体制の整備を掲げてはいるが、中立的立場に立った第3者機関の設立や、専門家の育成には触れていない。内閣府国民生活局、前掲書、189ページ。
- (21) 日本消費生活アドバイザーの濱田氏は、消費者に対する安全教育の進めとして「安全に行動する基本能力を身につけることは、生活者として欠かせない。同時に、受け

た被害は救済されるという正しい知識も育てていくことが大切である」との見解を示され、さらに、「自立した消費者として適切な判断や行動をするには、積極的に情報を求めていく姿勢も必要であり、それには「情報公開」は欠かせない要件である」との指摘もなされている。濱田日出子・平井美枝「欠陥商品と消費者の被害・救済」松村晴路編『くらしのための消費者論』法律文化社、1998年2月、77ページ。

- (2) 国民生活センターにおいては、製品関連事故原因究明の中核的機関の1つとして、消費者被害の救済・未然防止・再発防止のため、自動車関係、家電製品、高度専門性を必要とする分析などを中心に、各地消費生活センター等の依頼に基づいて製品関連事故の原因究明テストを行っている。また、各地消費生活センター等が製品関連事故の原因究明を実施するにあたり、専門性や設備の点で対応ができない場合に利用できるよう、原因究明テストの依頼、技術指導、機器利用等が可能な原因究明機関（公的試験研究機関、民間検査機関、国の機関等）を掲載した原因究明機関リストを作成し、インターネットで公開している。内閣府国民生活局、前掲書、194ページ。